

# 岡山県博物館登録・指定基準及び事務取扱要領

令和5年4月1日  
岡山県教育委員会

博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「規則」という。）において、都道府県教育委員会が定めることとされている事項及び登録・指定事務に必要なその他の事項を次のとおり定める。

## I 博物館

### 1 登録の申請（法第12条）

博物館の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を岡山県教育庁生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）に提出しなければならない。

- (1) 登録申請書（「博物館の登録に関する規則（昭和36年岡山県教育委員会規則第10号。以下「県規則」という。）第2条に定める様式第1号）
- (2) 館則の写し
- (3) 設置法人の適格性を証する書類
  - ア 公立博物館の場合
    - ① 地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例
    - ② 地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書
  - イ 私立博物館の場合
    - ① 法人登記事項証明書
    - ② 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等
    - ③ 博物館を設置する法人において、民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類
    - ④ 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類
    - ⑤ 博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類
- (4) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究に係る体制に係る書類
  - ア 博物館運営の基本的な方針を示す書類及び当該方針の公表方法を示す書類
  - イ 博物館資料の収集及び管理の方針を示す書類
  - ウ 博物館資料の目録（当該博物館が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない。）

- エ 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- オ 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- (5) 学芸員その他の職員の配置に係る書類
  - ア 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
  - イ 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
  - ウ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
  - エ 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類
  - オ 職員への研修の実施計画又は実績（国や都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。）
- (6) 施設及び設備に係る書類
  - ア 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
  - イ 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態（当該博物館の設置者が自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類
  - ウ 博物館の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類
  - エ 防災、防犯及び耐震の観点から対応している事項を示す書類
  - オ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類
- (7) その他
  - (6) までの掲げる書類のほか、生涯学習課が審査に必要と認める書類

## 2 登録の基準（法第13条）

1により提出を受けた申請書等について、生涯学習課は、法及び規則並びに県規則のほか、次に定める基準に則って審査を行い、いずれにも該当すると認めるときは登録を行う。なお、審査に当たっては、学識経験者からの意見聴取を行うとともに、必要に応じて実地調査を行うものとする。

- (1) 登録を受けようとする博物館の所在地が岡山県内（岡山市を除く。ただし、県が設置するものについては、この限りではない。）であること。
- (2) 当該申請に係る博物館の設置者が次のア又はイに掲げる法人のいずれかに該当すること。
  - ア 地方公共団体又は地方独立行政法人
  - イ 次の要件を全て満たす法人（国及び独立行政法人を除く。）
    - ① 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
    - ② 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
    - ③ 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。
- (3) 当該申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、博物館の事業を行うために必要なものとして次のいずれにも該当すること。
  - ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する

基本的運営方針を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。

イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

ウ イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

オ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(5) 学芸員その他の職員の配置が、博物館の事業を行うもために必要なものとして次のいずれにも該当すること。

ア (4) アの基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

イ 学芸員が置かれていること。

ウ (4) アの基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(6) 施設及び設備が、博物館の事業を行うために必要なものとして次のいずれにも該当すること。

ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整理されていること。

イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(7) 一年を通じて150日以上開館すること。

### 3 変更の届出（法第15条）

(1) 博物館の設置者の名称及び住所、博物館の名称及び所在地を変更するときは、県規則第5条に定める様式第3号により、変更の30日前までに生涯学習課に届け出るものとする。

(2) (1) 以外の変更については、4に定める定期報告時に行うものとする。

### 4 定期報告（法第16条）

(1) 博物館の登録を受けた者は、県規則第6条に基づき、毎年度、当該年度4月1日現在の状況及び前年度の取組状況等について、6月末までに、生涯学習課に定期報告を行うものとする。

- (2) 定期報告は次の書類を提出するものとする。
- ア 定期報告（県規則 様式4号）
  - イ 博物館資料を示す書類
  - ウ 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の実績を示す書類
  - エ 博物館の事業に関する収支報告を示す書類
  - オ 館長、学芸員、その他の職員の配置及び研修の実績を示す書類
  - カ 入館者数、開館日数の実績を示す書類
  - キ 3（2）に規定する変更内容を示す書類
- (3) (2) のイからカ書類については、生涯学習課が認める場合は別途示す様式の提出に代えることができる。
- (4) 登録から1年に満たない博物館については（2）のイからオの書類の提出を省略することができる。

## II 指定施設

### 1 指定の申請（規則第23条）

指定施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を生涯学習課に提出しなければならない。

- (1) 指定申請書（規則別記第9号様式）
- (2) 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日数、運営組織その他必要な事項を定めたもの
- (3) 設置者の適格性を証する書類
- ア 公立の指定施設の場合
    - ① 地方公共団体が設置する指定施設の場合は、当該指定施設の設置条例
    - ② 地方独立行政法人が設置する指定施設の場合は、当該法人の登記事項証明書
  - イ 私立の指定施設の場合
    - ① 法人登記事項証明書（法人の場合のみ）
    - ② 指定施設の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等
    - ③ 指定施設を設置する者が個人の場合は民事再生法による個人再生手続又は自己破産手続を受けていないことを宣誓する書類、法人の場合は民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類
    - ④ 指定施設の運営を担当する役員の経歴を示す書類
    - ⑤ 指定施設を設置する者が、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類
- (4) 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに資料に関する調査研究に係る体制に係る書類
- ア 指定施設運営の基本的な方針を示す書類及び当該方針の公表方法を示す書類
  - イ 資料の収集及び管理の方針を示す書類

- ウ 資料の目録（当該指定施設が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことを求めるものではない。）
  - エ 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
  - オ 指定施設の事業に関する収支計画を示す書類
- (5) 職員の配置に係る書類
- ア 館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
  - イ 学芸員又は学芸員に相当する職員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類
  - ウ その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
  - エ 組織図等の指定施設運営を行う組織の態様を示す書類
  - オ 職員への研修の実施計画又は実績（国や都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。）
- (6) 施設及び設備に係る書類
- ア 指定施設の事業に用いる建物及び土地の図面
  - イ 指定施設の事業に用いる建物及び土地の保有形態（当該指定施設の設置者が自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を示す書類
  - ウ 指定施設の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証明する書類
  - エ 防災、防犯及び耐震の観点から対応している事項を示す書類
  - オ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類
- (7) その他
- (6) までの掲げる書類のほか、生涯学習課が審査に必要と認める書類

## 2 指定の基準（規則第24条）

1により提出を受けた申請書等について、生涯学習課は、法及び規則並びに県規則のほか、次に定める基準に則って審査を行い、いずれにも該当すると認めるときは指定を行う。なお、審査に当たっては、必要に応じて学識経験者からの意見聴取及び実地調査を行うものとする。

- (1) 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、指定を受けようとする施設の所在地が岡山県内（岡山市を除く。ただし、県が設置するものについては、この限りではない。）であること。
- (2) 当該指定施設の設置者が、その設置する博物館について法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でなく、かつ、その設置する指定施設について法第31条第2項の規定により取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 当該指定施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして次のいずれにも該当すること。
  - ア 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。
  - イ アの基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、

資料を体系的に収集する体制を整備していること。

ウ イに規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

エ 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。

オ 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

カ 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(4) 当該指定施設における職員の配置が、博物館の事業に類する事業を行うもために必要なものとして次のいずれにも該当すること。

ア (3)アの基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

イ 学芸員に相当する職員が置かれていること。

ウ (3)アの基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。

(5) 当該指定施設の施設及び設備が、博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして次のいずれにも該当すること。

ア 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整理されていること。

イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

ウ 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(6) 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。

(7) 一年を通じて100日以上開館すること。

### 3 変更の届出等

(1) 指定施設の設置者の名称及び住所、指定施設の名称及び所在地を変更するときは、県規則第5条を準用し、変更の30日前までに届け出るものとする。

(2) (1)以外の変更により、指定の基準を満たさなくなった場合は、速やかに生涯学習課に届け出ること。

(3) 上記のほか、生涯学習課は規則第26条に基づく報告を求め、必要に応じて実地調査を行うことがある。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。